

京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体選定等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市食品衛生法等の施行に関する要綱第5条第1項第1号に規定する食品衛生責任者を養成するための講習会(以下「京都市食品衛生責任者養成講習会」という。)を実施する法人その他の団体(以下「養成講習会実施団体」という。)の選定及び同講習会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(養成講習会実施団体の選定)

第2条 養成講習会実施団体の選定に当たっては、選定の都度、募集時期及び応募資格等を定めた募集要項(以下「募集要項」という。)を作成し、養成講習会を実施できる能力を有する団体を広く公募するものとする。

2 養成講習会実施団体としての選定を希望する団体は、募集要項に従い、実施計画その他団体の選定に必要な書類を市長に提出する。

3 市長は、あらかじめ京都市食の安全安心推進審議会の意見を聞いて、応募団体の実施計画、実施能力等を総合的に勘案して、養成講習会実施団体を決定する。

(募集要項の周知方法)

第3条 募集要項は、広報発表を行うほかホームページへの掲載を行うなど広く周知に努めるものとする。

(養成講習会実施団体の選定期間)

第4条 養成講習会実施団体の選定期間は、別に定める。

(養成講習会実施団体の業務範囲)

第5条 養成講習会実施団体の業務範囲は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 京都市食品衛生責任者養成講習会の開催
- (2) 京都市食品衛生責任者養成講習会修了証(第1号様式)の発行(氏名変更、修了証の紛失等による再発行を含む。)及び交付
- (3) 京都市食品衛生責任者養成講習会修了者名簿(第2号様式)の作成及び保管
- (4) その他市長が必要と認める業務

(養成講習会実施団体の責務)

第6条 養成講習会実施団体は、この要綱のほか、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に養成講習会を行わなければならない。

2 養成講習会実施団体の代表者、役員又はその使用人は、養成講習会の実施事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(受講料)

第7条 養成講習会実施団体は養成講習会を受けようとする者に対して、実費を勘案した額の受講料を収入することができるものとする。

2 受講料は、あらかじめ市長の承認を得た上で養成講習会実施団体が定める。

(養成講習会の実施報告)

第8条 養成講習会実施団体は、養成講習会の実施状況を、年に1回、実施した年度の翌年度の5月末日までに京都市食品衛生責任者養成講習会実施報告書(第3号様式)により市長に

報告しなければならない。

2 前項による報告は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 次の事項を記載した養成講習会実施報告書

ア 養成講習会の開催場所及び開催日

イ 科目、講習時間及び内容

ウ 修了者総数

(2) 修了者名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

(経理の区分、業務実施状況の報告)

第9条 養成講習会実施団体は、養成講習会の業務に係る経理を、その他の業務に係る経理と区分して管理するものとする。

2 養成講習会実施団体は、市長から養成講習会の業務若しくは経理の状況に関し報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

(養成講習会の実施計画の変更)

第10条 養成講習会実施団体は、実施計画に掲げる養成講習会の実施内容等を変更する場合は、あらかじめ京都市食品衛生責任者養成講習会変更承認申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。

(養成講習会の中止)

第11条 養成講習会実施団体は、養成講習会を中止するときは、あらかじめ京都市食品衛生責任者養成講習会中止承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。

(指定の取消し)

第12条 市長は、養成講習会実施団体が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、養成講習会の指定を取り消すことができる。

(1) 養成講習会に係る申請及び報告等に虚偽の記載があった場合

(2) 養成講習会実施団体の選定及び養成講習会の実施に関し不正の行為があった場合

(3) 第8条第1項、第9条第2項に基づく報告を行わない場合

(4) その他、養成講習会の適正かつ確実な実施が困難であると市長が認める場合

(補則)

第13条 前各条の規定に関わらず、養成講習会実施団体がいないときは、市長は、自ら養成講習会を実施するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、京都市食品衛生責任者養成講習会の実施に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附則

この要綱は、平成24年8月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

京都市食品衛生責任者養成講習会修了証

氏名

生年月日 年 月 日生

あなたは、食品衛生法施行規則別表第17第1号ロ(3)に規定する都道府県知事等が適正と認める講習会の課程を修了した者であることを証明します。

年 月 日

(養成講習会実施団体名称)

(代表者氏名) 印

第2号様式（第5条関係）

京都市食品衛生責任者養成講習会修了者名簿

(年 月 日実施)

No	氏名	生年月日	勤務先		
			屋号又は 商号	営業所所在地	業種

第3号様式（第8条関係）

京都市食品衛生責任者養成講習会実施報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（フリガナ）（法人等にあつては名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体選定等要綱第8条の規定により、養成講習会の実施状況を報告します。

第4号様式（第10条関係）

京都市食品衛生責任者養成講習会変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（フリガナ）（法人等にあつては名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体選定等要綱第10条の規定により、京都市食品衛生責任者養成講習会の実施計画の変更の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変更する項目	<input type="checkbox"/> 開催日 <input type="checkbox"/> 開催会場 <input type="checkbox"/> 講習内容 <input type="checkbox"/> 受講料 <input type="checkbox"/> 講師 <input type="checkbox"/> その他
変更内容	変更前
	変更後

注 該当する□にレ印を記入してください。

第5号様式（第11条関係）

京都市食品衛生責任者養成講習会中止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（フリガナ）（法人等にあつては名称及び代表者名） 電話 ー

京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体選定等要綱第11条の規定により食品衛生責任者養成講習会の中止の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

中止する養成講習会の名称	
開催日	
中止の理由	